

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告は、昭和四六年六月二九日旭川地方裁判所が、申立人の移監願いを採用しなかつたのに対し、直接当裁判所に申し立てたものであるが、かかる特別抗告は許されないのであるから、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四六年七月一九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	色	川	幸	太郎
裁判官	村	上	朝	一
裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	小	川	信	雄